

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

パキスタン：性的指向及びジェンダー同一性又はジェンダー表明

第 3.0 版

2019 年 7 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価

1.	はじめに.....	4
1.1	請求の根拠.....	4
1.2	留意点.....	4
2.	争点の考察.....	4
2.1	信憑性.....	4
2.2	適用除外.....	5
2.3	難民条約上の理由.....	5
2.4	リスク.....	5
2.5	保護.....	8
2.6	国内移住.....	9
2.7	証明.....	10
	国別情報.....	11
3.	法的背景.....	11
3.1	憲法.....	11
3.2	法制.....	11
3.3	刑法.....	12
3.4	イスラム法.....	13
4.	国の姿勢及び国による処遇.....	14
4.1	法執行.....	14
4.2	逮捕及び拘留.....	15
4.3	警察による処遇.....	15
4.4	反 LGBT 暴力の通報に対する警察の対応.....	16
4.5	政府当局者による公式声明.....	18
4.6	オンブズマン／苦情処理制度.....	19
5.	社会的な姿勢及び処遇.....	19
5.1	社会的規範.....	19
5.2	男性間性交渉者（MSM）.....	20
5.3	公衆の視点と宗教的視点.....	21
5.4	家族からの処遇.....	24
5.5	暴力と差別.....	25
5.6	LGBTI 権利活動家.....	27
5.7	LGBT 支援パレード／ゲイ・プライド.....	27
5.8	ゲイの「居場所」又は「コミュニティ」.....	28
5.9	LGBT ウェブサイト.....	28

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.	サービスへのアクセス	28
6.1	医療.....	28
6.2	居住.....	29
6.3	雇用.....	30
6.4	教育.....	31
7.	LGBT 団体、市民社会及び人権 NGO	31
7.1	LGBT 関連 NGO の政府による認識.....	31
7.2	市民社会及び支援団体.....	31

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

1. はじめに

1.1 請求の根拠

- 1.1.1 当人の実際の又は認知された性的指向及び／又はジェンダー同一性又はジェンダー表明を理由に国家主体又は非国家主体により迫害及び／又は重大な危害を受けるという不安。

1.2 留意点

- 1.2.1 本ノートでは、ゲイの男性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックスの人々、並びにそのように認知された人々の全般的状況の評価を提示する。以下、これらの人々を集合的に「LGBTI 者」と呼ぶが、各集団の処遇や経験は異なると考えられる。
- 1.2.2 パキスタンの法律では、トランスジェンダー者はインターセックス、去勢男性、トランスジェンダーの男性及びトランスジェンダーの女性と定義される（「法制」参照）。これらの人々は「クハワジャ・サラ（khawaja sarra）」又は「ヒジュラ（hijras）」とも呼ばれる。
- 1.2.3 意思決定者は、「庇護請求における性同一性の争点」及び「庇護請求におけるジェンダー同一性の争点」に関する庇護手順も参照しなければならない。

2. 争点の考察

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。
- 2.1.2 意思決定者は、過去における英国の査証又は別の在留許可形態の申請歴の有無も確認しなければならない。庇護申請と査証の照合を、庇護面接の前に調査すべきである（「査証照合、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護手順」を参照のこと）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（「言語分析に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、1つ（又は複数）の適用除外条項が適用可能か否か検討しなければならない。個々の事例を個別の事実及び本案に基づいて考察しなければならない。

2.2.2 適用除外条項及び制限付き在留許可に関する付加的指針については、「適用除外に関する庇護手順：難民条約第1条F項」及び「制限付き在留許可に関する庇護手順」を参照のこと。

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 特定の社会的集団（PSG：particular social group）に当人が所属すること又は所属すると見なされること。

2.3.2 パキスタンにおける LGBTI 者は、変えることができない先天的な特徴又は共通の背景を共有する、或いは当人の自己同一性に対して非常に根本的な特徴又は信念、若しくはそれを強制的に放棄させられるべきではないという意識を共有し、周囲の社会から異質の存在として認知される特徴的な自己同一性を有することから、難民条約で言うところの PSG を形成する。

2.3.3 パキスタンにおける LGBTI 者は PSG を形成するが、PSG への所属を立証するだけでは難民として認識されるには不十分である。対処すべき疑問は、特定の人物が PSG への所属を理由に迫害されるという現実のリスクに直面することになるか否かである。

2.3.4 条約上の理由に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.4 リスク

a) 全般的なポイント

2.4.1 HJ（イラン）及び HT（カメルーン）対内務大臣（Secretary of State for the Home

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Department) 訴訟 [2010] UKSC 31 訴訟における最高裁判所 (Supreme Court) 判決の判断の第 82 項と第 35 項において、取るべきアプローチを打ち出し、そのような請求を評価する際に適用すべきテストを確立した。

- 2.4.2 付加的指針については、「庇護請求における性同一性の争点」に関する庇護手順を参照のこと。

b) 国による LGB 者の処遇

- 2.4.3 パキスタン刑法 (PPC : Pakistan Penal Code) 第 377 条では同性同士の性的行為には明示的に言及していないが、「自然の秩序に反する肉欲的性交渉」に言及しており、これは罰金及び／又は 2 年乃至終身の懲役に処せられる。1979 年のジナ犯罪 (フドゥード執行) 布告 (Offence of Zina (Enforcement Of Hudood) Ordinance) では、婚姻以外の性的挿入形態を刑事罰の対象としているが、同一ジェンダー者間での自発的性行為が規定の対象になっておらず、しかし規定から察するに、性的挿入が関係する非異性愛の性行為は訴追される可能性があり、イスラム法の規定では同性同士の性行為を死刑に処する可能性もある。性的指向に基づく差別を禁ずる法律はない（「法的背景」及び「実際の法律」参照）。
- 2.4.4 実際には、当局が事件を訴追することは極めて希であるが、PPC の第 377 条と第 294 条（「猥褻な行為及び歌」）がこれまで時々、警察によって、LGBTI 者、特に男性間性交渉者 (MSM : men who have sex with men) やトランスジェンダーの女性に対する逮捕、逮捕を示唆する脅迫、嫌がらせ、威嚇及び強要の口実として使われてきた（「国の姿勢及び国による処遇」及び「男性間性交渉者 (MSM)」参照）。報告によると、医療従事者や教育者が、人々の実際の又は認知されたジェンダー同一性及び／又は性的指向を理由に差別している（「サービスへのアクセス」参照）。
- 2.4.5 同性愛嫌悪の姿勢は、LGBTI 者からの苦情に対する警察による取り扱い方法にも悪影響を及ぼす（「法的背景」及び「反 LGBT 暴力の通報に対する警察の対応」参照）。一方、政府は性的指向及び／又はジェンダー同一性を理由に人々を標的にするわけではないが、悪質な当局者が LGBTI 者を差別し、虐待を行う。
- 2.4.6 概して、国家による迫害という現実のリスクはない。しかし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて考察しなければならない。帰還すると現実のリスクに直面すると予想されることを実証する責任は本人にある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.7 リスクの評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.4.8 意思決定者は、「庇護請求における性同一性の争点」及び「庇護請求におけるジェンダー同一性の争点」に関する庇護手順も参照しなければならない。

c) 国によるトランスジェンダー者の処遇

2.4.9 2012 年、トランスジェンダー者は電子式身分証明書（CNIC：Computerized National Identity Card）上で第 3 のジェンダーとして登録することを認められ、選挙に立候補者と有権者の両方として参加できるようになった。2018 年、国民議会（National Assembly）はトランスジェンダー者（権利の保護）法案（Transgender Persons (Protection of Rights) Bill）を可決した。この法律ではトランスジェンダー者（インターセックス、去勢男性、トランスジェンダーの男性と女性と定義される）が運転免許やパスポートを取得するために登録することや、国の様々な記録における自分のジェンダーを変更することを認めている。トランスジェンダー者に対する差別や嫌がらせも同法の下で禁じられている（「法的背景」参照）。しかし、トランスジェンダー者は警察による屈辱的及び差別的な処遇、性的暴行を含む暴力や嫌がらせを受けたと報告している（「国の姿勢及び国による処遇」参照）。

2.4.10 同性愛嫌悪の姿勢は、LGBTI 者からの苦情に対する警察による取り扱い方法にも悪影響を及ぼす（「法的背景」及び「反 LGBT 暴力の通報に対する警察の対応」参照）。一方、政府は性的指向及び／又はジェンダー同一性を理由に人々を標的にするわけではないが、悪質な当局者が LGBTI 者を差別し、虐待を行う。

2.4.11 概して、国家による迫害という現実のリスクはない。しかし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて考察しなければならない。帰還すると現実のリスクに直面すると予想されることを実証する責任は当人にある。

2.4.12 リスクの評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.4.13 意思決定者は、「庇護請求における性同一性の争点」及び「庇護請求におけるジェンダー同一性の争点」に関する庇護手順も参照しなければならない。

d) 社会的処遇

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.4.14 パキстанは保守的なイスラム教徒社会であり、同性愛嫌悪の姿勢が根強い。LGBTI 者は社会的差別に直面するほか、婚姻を含む文化的及び宗教的な規範に従うよう、家族と社会から圧力を受ける（「社会的な姿勢及び処遇」参照）。
- 2.4.15 様々な情報筋の主張によると、LGBTI 者は概して自分の性別についてオープンになりたがらず、彼らは職場や家庭で、またアパートを借りる際などに虐待、屈辱、社会的な差別や嫌がらせに直面する可能性があるからである。比較的高い社会経済的出自の人々の中には家族又は友人に「告白」し、「密か」ではあるが「ゲイの居場所」に出入りできる者もいるが、性別が知られると暴力又は恐喝に曝される可能性がある。オープンになれない理由として考えられるのは、当人は社会的規範を守ることが望むものの、一方で差別及び／又は暴力を恐れていることである（「社会的な姿勢及び処遇」参照）。
- 2.4.16 トランスジェンダー者は家族又はより広範な社会によって周縁化又は排斥され、特にトランスジェンダーの女性に対する暴力、威嚇及び虐待の報告が多数ある（「社会的な姿勢及び処遇」参照）。
- 2.4.17 LGBTI 者擁護者も攻撃を受けやすいと考えられる（「LGBTI 権利活動家」及び「LGBTI 団体、市民社会及び人権 NGO」参照）。
- 2.4.18 個々の事例をそれぞれの事実に基づいて考察しなければならず、リスクに直面することを実証する責任は当人にある一方、自分の性的指向又はジェンダー同一性を公然と表明する人々は、処遇の性質や反復を背景に迫害及び／又は重大な危害に相当する処遇という現実のリスクに曝される傾向にある。
- 2.4.19 リスクの評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。
- 2.4.20 意思決定者は、「庇護請求における性同一性の争点」及び「庇護請求におけるジェンダー同一性の争点」に関する庇護手順も参照しなければならない。

2.5 保護

- 2.5.1 国家主体からの迫害という十分に根拠のある不安を抱えていても、当人は当局による保護を受けられないであろう。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.5.2 当人が非国家主体からの迫害という十分に根拠のある不安を抱えている場合、意思決定者は国が有効な保護を提供可能か否かを評価しなければならない。
- 2.5.3 情報筋によると、性的少数派は自分の性的指向が明らかになるという不安、又は対応が不十分であろうという疑念を理由に、自分に対する犯罪を通報したとされないと考えられる。性的少数派に対する犯罪での逮捕者の事例がいくつか報告されている一方、これらの逮捕は概して強姦又は殺人など重大犯罪の場合に限られ、嫌がらせ又は同性愛嫌悪の発生が理由ではなく、後者は通常、警察による中傷又は虐待を恐れて通報されずじまいになってしまう。2018年トランスジェンダー者（権利の保護）法案が可決されたにも関わらず、報告によると、警察はトランスジェンダー者に十分な保護を提供しない（「法的背景」及び「反 LGBTI 暴力の通報に対する警察の対応」参照）。
- 2.5.4 同性同士の性行為はパキスタンでは禁じられており、或る人が LGBTI であると名乗り、自分の性別を理由に非国家主体から迫害されるという十分に根拠のある不安を抱えていても、当局に保護を求めることを当人に期待するのは非合理的と思われる。
- 2.5.5 概して、国は有効な保護を提供する能力はあっても提供する意思がないと見られ、当人は当局による保護を利用できないであろう。しかし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて考察する必要があるであろう。
- 2.5.6 国による保護の利用可能性の評価に関する付加的指針については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景（保護の主体及び国内移住を含む）」及び「信憑性及び難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。
- 2.5.7 意思決定者は、「庇護請求における性同一性の争点」及び「庇護請求におけるジェンダー同一性の争点」に関する庇護手順も参照しなければならない。
- 2.6 国内移住
- 2.6.1 当人が国家主体からの迫害という十分に根拠のある不安を抱えていても、そのリスクを避けるために移住することはできないであろう。
- 2.6.2 当人が非国家主体からの迫害という十分に根拠のある不安を抱えている場合、意思決定者は、当人が或る場所に国内移住し、その場所で迫害又は重大な危害という現

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

実のリスクに直面しないと予想され、滞在を合理的に期待できるという可能性の有無を判断しなければならない。同性愛嫌悪の姿勢が国内全域に見られ、国による保護は概して利用できないという状況を踏まえ、パキスタンでは LGBTI 者が自分の行動を根本的に変えることなく合理的に移住できる場所が存在するとは考えにくい。個々の事例を個別の本案に基づいて考察しなければならない。

2.6.3 レズビアン又はバイセクシュアルの女性が社会的又は宗教的な圧力を背景に控えめに暮らすことを選択した場合、移住が合理的か否かが事実問題となる。これは総じて、単身女性、及び関連する場合は当人のパートナーが家族や社会的ネットワークから経済的に離れて生き延びる能力に左右されることになる（「サービスへのアクセス」及び「国別政策・情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく危害／暴力を恐れる女性」も参照のこと）。

2.6.4 しかし、迫害の不安を理由に、提案される新たな場所で当人が性的指向及び／又はジェンダー同一性を隠すことが頼りとなる場合、国内移住は選択肢にならない。

2.6.5 概して、ゲイの男性が社会的又は宗教的な圧力を背景に控えめに暮らすことを選択した場合、パキスタンでの国内移住は非合理的ではないであろうと思われる。しかし、迫害の不安を理由に、提案される新たな場所で当人が性的指向及び／又はジェンダー同一性を隠すことが頼りとなる場合、国内移住は選択肢にならない。

2.6.6 国内移住に関する付加的指針については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景（保護の主体及び国内移住を含む）」及び「信憑性及び難民地位の評価」に関する庇護手順を参照のこと。

2.7 証明

2.7.1 請求が拒否される場合、2002 年国籍・移民・庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act) 第 94 条の下で「明らかに根拠を欠く」として証明可能となる可能性は低い。

2.7.2 証明に関する付加的指針については、「2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条の下での保護及び人権に関する請求の証明（明らかに根拠を欠く請求）」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

3. 法的背景

3.1 憲法

- 3.1.1 パキスタン憲法における市民の基本的権利に関する規定では、性的指向又はジェンダー同一性に言及していないが、一部の規定が LGBTI 者の憲法上の権利に影響を及ぼす可能性がある。

3.2 法制

- 3.2.1 性的指向に基づく差別を禁ずる法律はない。同性同士の民事上の結合又は婚姻は法的に認識されておらず、同性カップルは子供を養子にすることができない。
- 3.2.2 2009 年の最高裁判所の裁定に従い、2012 年にトランスジェンダー者は電子式身分証明書 (CNIC) 上で第 3 のジェンダーとして登録することを認められた。米国国務省の 2018 年版人権報告書 (2018 年版 USSD HR 報告書) での指摘によると、「この裁定により、トランスジェンダー者は選挙において立候補者及び有権者の両方として参加できるようになった。」
- 3.2.3 2018 年、国民議会は、トランスジェンダー者の権利確保を狙いとするトランスジェンダー者 (権利の保護) 法案を可決した。この法律ではトランスジェンダー者が運転免許やパスポートを取得するために登録することや、国の様々な記録における自分のジェンダーを変更することを認めている。トランスジェンダー者に対する差別や嫌がらせも同法の下で禁じられている。
- 3.2.4 トランスジェンダー者 (権利の保護) 法案ではトランスジェンダー者を以下のいずれかに該当する人と定義している。
- ・ (i) インターセックス (Khunsa) : 男性器と女性器が混在又は先天的に曖昧な人。
 - ・ (ii) 去勢男性 : 出生時に男性とされたが、性器切除又は去勢された人。
 - ・ (iii) トランスジェンダー男性、トランスジェンダー女性、クハワジャシラ (KhawajaSira、トランスジェンダーに相当するウルドゥ語)、又は出生時に割り当てられた性別に基づく社会的規範及び文化的期待とは異なるジェンダー同一性及び／又はジェンダー表現を有する人。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.3 刑法

- 3.3.1 パキスタン刑法（PPC）では具体的に同性愛に言及していないが、「自然の秩序」に反する行為を取り上げている。第 377 条の規定によると、「男性、女性又は動物を相手に自然の秩序に反する肉欲的性交渉を自発的に行う者は誰でも、終身刑、又は 2 年以上 10 年以下の懲役に処せられ、同時に罰金に処せられるものとする（中略）。説明：性的挿入は十分に、本条に記載の犯罪と見なされるに足る肉欲的性交渉に相当する。」
- 3.3.2 国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI : Independent Advisory Group on Country Information）の委託レビュー（2015 年）におけるマシュー・ネルソン（Matthew Nelson）博士の指摘によると、PPC 第 377 条では「自然の秩序に反する肉欲的性交渉」を刑事罰の対象としており、これは通常、何らかの形態の性的挿入が関係する非異性間の性的行為の禁止と解釈される。」
- 3.3.3 ニーナガー協会（Neengar Society）という、パキスタンで宗教的／性的少数派の権利を唱道する非営利団体が 2013 年にカナダ移民難民委員会（IRB : Immigration and Refugee Board of Canada）の調査局（Research Directorate）に語ったところによると、PPC 第 294 条 - 「猥褻な行為及び歌」が時々、トランスジェンダー者や男性セックス労働者に適用されていた。
- 3.3.4 第 294 条の規定によると、「他人に迷惑を掛ける者 - （a）公共の場で猥褻行為を行う者、又は（b）猥褻な歌、バラード又は歌詞を公共の場又は付近で歌ったり、暗唱したり叫ぶ者は、3 か月以下の懲役又は罰金、或いは両方に処せられる。」
- 3.3.5 国際レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックス協会（ILGA : International Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersex Association）によると、PPC の第 377 条と第 294 条は全てのジェンダーに関連するが、オーストラリアの外務貿易省（DFAT : Department of Foreign Affairs and Trade）の指摘によると、第 377 条に関して、「肉欲的性交渉の定義を中心とする不確実性」により、この規定が女性同士の性的関係に当てはまるか否かが不明瞭になる。」マシュー・ネルソン博士が IAGCI 向けの自身のレビューで指摘したところによると、「異性間の性的接触に対する従来の理解の範囲を超える如何なる形態の性的挿入も刑事罰の対象とされ、レズビアンや他のバイセクシュアル又はトランスジェンダーの人々が必ずしも PPC 第 3 条又は 1979 年ジナ犯罪（フドゥード執行）布告いずれかの規定の適用から

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

除外されるわけではない。」

3.4 イスラム法

- 3.4.1 フドゥード法制：1970年代後半、パキスタン刑法にイスラム法と整合化するための規定が導入された。1979年からのジナ犯罪（フドゥード執行）布告では、コーラン及びイスラム教の法的伝統に従って神に背く犯罪とされる様々な行為に対する刑罰を定めており、これに「ジナ」、即ち婚外性交が含まれる。1979年ジナ犯罪（フドゥード執行）布告第4条では以下のように規定している。

「ジナ：或る男性と女性が（中略）互いに結婚せずに意図的に性交渉を持つと、「ジナ」を犯したとされる。（中略）説明：性的挿入は十分に、ジナの犯罪と見なされるに足る性交渉に相当する。」

- 3.4.2 マシュー・ネルソン博士は2015年のIAGCIレビューで以下のように指摘した。

「この法律は具体的にLGBT集団を対象とするわけではない。しかし、非異性間の関係を何らかの婚姻形態で合法化できない限り、性的挿入が関係する非異性間の性行為は訴追される可能性がある。（中略）」

ジナをイスラム教徒が犯した場合の法的刑罰（布告の第5条と第7条）は死刑である（非イスラム教徒の場合は鞭打ち）。しかし有罪とするための証拠要件は非常に厳格で、4名の（男性）証人（又は自白）（中略）が必要である。」

- 3.4.3 ブルネル法科大学院（Brunel Law School）のジャヴァイド・レーマン（Javaid Rehman）とエレニ・ポリメノプルー（Eleni Polymenopoulou）が2013年に「フォードハム国際法律ジャーナル（Fordham International Law Journal）」で公表したイスラム法及びLGBTの権利に関する論文によると、「同性愛に対する刑罰に関して、4つの主導的なスンニ学派とほとんどのイスラム教学者の間で、同性愛行為は重大な罪悪（ファヒチャ（fahicha））であり、死刑に処せられ得る、というコンセンサスがある。」IRBが2017年から2019年にかけての出来事を取り上げた報告書の中で指摘したところによると、情報筋の話として、「イスラム法の下、パキスタンでは同性愛者は死刑に処せられる。」「フォードハム国際法律ジャーナル」の論文の指摘によると、「同性愛に対する刑罰はジナに対する刑罰に等しいと捉えるイスラム教学者の見解では、証拠要件が見たされれば死刑が適用される可能性もあり、ジナを犯した既婚男性（ムフサン（muhsan））は強制的死刑に処せられる一方、未婚男性（グハイル・ムフサン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(ghayr muhsan)) には鞭打ちが適用される。」

3.4.4 しかし、ランドインフォ (LandInfo) (ノルウェー出身国情報センター (Norwegian Country of Origin Information Centre)) が示した理解として、パキスタンのイスラム法は、イランやアフガニスタンとは対照的に、同じジェンダーの人々同士の自発的性行為に死刑を適用することを認めていない。よって、刑法第 377 条の下での終身刑が最も厳しい刑罰であると見られる。」

3.4.5 2016 年 6 月、或る聖職者の一団が、トランスジェンダー者間の婚姻をイスラム教において許容できると宣言したが、男性又は女性 (ただし両方ではない) であるという「外見上の特徴」を有するトランスジェンダー者に限り、異性と結婚できると規定していた。

4. 国の姿勢及び国による処遇

4.1 法執行

4.1.1 IRB が 2010 年から 2013 年までの出来事を取り上げた 2014 年 1 月付の回答書での指摘によると、「複数の情報筋の話として、法律 (第 377 条) は実際には (児童が関係する場合を除き) 滅多に執行されていない。」ニーンガー協会会長が IRB に語ったところによると、刑法第 377 条と第 294 条は滅多に執行されず、「人々の脅迫や恐喝に使用」されていた。また DFAT が 2019 年の報告書で指摘したところによると、「第 377 条は滅多に執行されておらず、警察は報告によると賄賂をせしめる手段として訴追を示唆して男性を脅迫している。」

4.1.2 マシュー・ネルソン博士によると、厳格な証拠要件を背景に、「LGBT 者がジナで有罪となることは非常に稀である。」彼は次のように付け加えた:「しかし、たとえ正式な法的刑罰に繋がる有罪判決を受けることが稀であるという事実にも関わらず、第 377 条又はフドゥード布告の下で訴追されるという不安が LGBT 者に顕著に見られる。」

4.1.3 ILGA の 2015 年 5 月の報告書によると、「我々は、合意の上での同性同士の性的行為が (中略) パキスタンで死刑の対象にされてきたという、同時期の証拠を把握していない。」ILGA が 2017 年の報告書で指摘したところによると、「(パキスタンで) 成人同士かつプライベートでの合意の上での同性同士の性的行為を理由に死刑が執行されたことを示唆するデータはないようである。」ILGA が 2019 年に指摘したと

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ところによると、死刑はパキスタンにおいて、合意の上での同性同士の性的行為に対して「可能な刑罰」である。

- 4.1.4 IRB は 2019 年 1 月の報告書でフランス通信社（AFP : Agence France-Presse）の 2018 年 10 月付の或る記事を引用し、その記事によると、「パキスタンは同性愛行為を理由に誰も有罪にしたことがない。」

4.2 逮捕及び拘留

- 4.2.1 ニーンガー協会は 2013 年 12 月に或る事件について IRB に報告し、それによるとパンジャブ（Punjab）州で若い男性 2 名が第 377 条の下で逮捕、起訴された。2013 年に起きたこの事件をフォローアップしていたニーンガー協会は、これらの男性が保釈され、その後、利用可能な証拠の欠如を理由に起訴が取り下げられた、と伝えられた。IRB によると、2011 年に IRB は PPC 第 377 条の下で訴追されたパンジャブ州内での事件を 10 件把握しており、これらの有罪判決のうち 2 件は懲役 10 年に処せられた。スイス難民評議会（Swiss Refugee Council）は 2015 年 6 月にニーンガー協会から、有罪判決を受けた男性 2 名が家族と原告の間での合意後に刑務所から釈放されたという報告を受けた。

- 4.2.2 IRB は FDI（フォーラム・アンド・ディグニティ・イニシアティブ（Forum and Dignity Initiatives））と NAZ パキスタンからの報告を引用し、これらの団体が 2017 年の UPR（普遍的定期レビュー（Universal Periodic Review））提出資料で述べたところによると、「過去数年間、パキスタンでトランスジェンダー女性が警察に違法に逮捕され、警察は同性同士の性的関係を刑事罰の対象とする法律規定を使用し、これらの女性は自然の秩序の無視（自然の秩序に反する不自然な犯罪）、公然わいせつ、不自然な犯罪及び破廉恥な暴行に関連する罪状で起訴されている、という多数の事例が報告されてきた。」

- 4.2.3 CPIT は、本ノートの編纂時に参照した文献の執筆時点で同性同士の性的行為を理由に告発された人々の逮捕に関する、より新しい情報を見つけることができなかった
ー 文献の全リストについては「参考文献」を参照のこと。

4.3 警察による処遇

- 4.3.1 IRB は 2019 年の報告書で複数の文献を引用し、それらによると男性間性交渉者（MSM）が警察を含む当局から恐喝されていた（「男性間性交渉者（MSM）」も参照

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

のこと)。

4.3.2 カイバル・パクトウンクワ (Khyber-Pakhtunkhwa) 州のトランスジェンダー女性に関するヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW : Human Rights Watch) の 2018 年 5 月の報告によると、「複数のトランスジェンダー権利支援団体によると、時々、警察はトランスジェンダー女性を警察署に連行し、彼女らを愚弄し、強制的に服を脱がせ、踊るよう命令し、断ると冷たい水を浴びせた。苦情を訴えた者はさらなる虐待を受けた。」

4.3.3 HRCF の 2018 年版報告書によると、「トランスジェンダー者は特に、警察による嫌がらせ、屈辱及び暴力を受け、性的暴行を受けることもある。」

4.4 反 LGBT 暴力の通報に対する警察の対応

4.4.1 2014 年の IRB の回答書では以下のように指摘した。

「ドバイを拠点とする英語報道機関、アル・アラビヤ・ニュース (Al Arabiya News) によると、パキスタンにおける LGBT 者に対する憎悪犯罪のほとんどが通報されない又は公の場で注目されない (2014 年 8 月 24 日)。同様に、WEWA (女性従業員福祉協会 (Women Employees Welfare Association)) 代表者によると、ゲイの男性又はレズビアン女性が殺害された事件において、家族は名誉を汚されないよう犯罪の動機を報告しない、或いは「名誉殺人」又は自殺であったと主張することが多い (2014 年 12 月 31 日)。」

4.4.2 2018 年版 USSDHR 報告書によると、「(中略) (LGBTI コミュニティに対する) 犯罪は通報されることが多く、警察は概して通報を受けてもほとんど措置を講じない。しかし、KP (カイバル・パクトウンクワ) 州では NGO による支援活動によって警察とトランスジェンダー・コミュニティの間の相互交流が改善した。」

4.4.3 IRB の 2019 年の報告書には以下のように記されていた。

「ニーンガー協会理事によると、パキスタンでは「性的指向を理由に警察に保護を求めることは不可能である」、また「パキスタン刑法又は刑事訴訟法 (Code of Criminal Procedure)」に関連条項が存在しない。」しかし、同理事は以下の点も述べた。

「近年、性的少数派の人々に対する犯罪を理由に逮捕された人々の事例が報告され

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ている。しかし、注目すべき重要な点として、逮捕されるのは殺人、強姦、身体的拷問など、凶悪犯罪の場合に限られる。セクシャルハラスメント、同性愛嫌悪及び強要など他の事件は通常、被害者が名誉棄損や迫害を恐れて通報されずに終わってしまう。」

性的少数派やジェンダー少数派が事件を警察に通報する際の障壁に関して、同理事がさらに述べたところによると、「性的指向又はジェンダー同一性（を明かすこと）は当人の安全や生命に対するリスクや脅威を高める可能性がある。」

4.4.4 同報告書では以下のように指摘した。

「法執行機関によるトランスジェンダー者の処遇に関して、FDI と NAZ パキスタン は以下のように述べた。

「警察はトランスジェンダーの申立人に嫌がらせをしたり嘲笑したりし、また性的誘惑を行うことも多い。申し立ては滅多に登録されず、警察は無関心な姿勢を示す。トランスジェンダー・コミュニティは警察による恐怖や威嚇を感じ、犯罪を通報しないことを選択することが多い。コミュニティ内で警察の評判はさらに悪化し、それは警察が公の場で（トランスジェンダー者を）プロファイリングし、嫌がらせを行うパターンが原因である。」

4.4.5 2017 年の出来事を取り上げた HRW の「2018 年版ワールド・レポート (World Report)」によると、パキスタン当局はトランスジェンダー者に「十分な保護を提供しない」又は「犯人の説明責任を問わない」。

4.4.6 IRB の 2019 年の報告書では以下のように付け加えた:「ザ・ネイション (The Nation)」誌の (2017 年の) トランスジェンダー者に対する攻撃に関する記事によると、パキスタン国家は「トランスジェンダー者が日常的に直面する絶え間ない攻撃から彼らを保護するための措置を何ら講じていない。」(中略) RFE/RL の報告によると、「数十名のトランスジェンダー者」が 2018 年 8 月にペシャワール (Peshawar) で暴力犯罪からの保護の強化を要求する抗議活動を行った。」

4.4.7 DFAT が 2019 年 2 月に指摘したところによると、「2018 年 1 月の報道によると、9 名がペシャワールで 18 歳のトランスジェンダー者を強姦した。報道によると、被害者は診察を要請したが、警察は事件の FIR の登録及び診察の手配を怠った。複数の人権擁護団体の、特にカイバル・パクトゥンクワ州での報告によると、トランスジェ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ンダー者のコミュニティや財産に対する攻撃が、警察での拘留中の虐待を含め、多数発生している。」

4.4.8 IRB は 2019 年に以下のように指摘した。

「情報筋によると、トランスジェンダー者からの申し立てに対する当局の対応が不十分である。FDI 及び NAZ パキスタンによると、「(警察への) 申し立てが登録されても訴追が弱く、訴訟が完了に至るまでに時間がかかりすぎるため、結果として多数の人々が法的手段に従わないことを選択する。」LGBT 問題を取り上げるピンクニュース (PinkNews) というウェブサイトは、或るトランスジェンダー活動家を引き合いに出し、それによると、「我々が暴力事件に関する申し立てを登録しようとしても、(第一報告書 (FIR : First Information Report)) を届け出る権利を拒否される。」また情報筋は、トランスジェンダー者に対する暴力事件が警察に通報されても警察が訴訟を追求しない又は措置を講じない、という事例にも言及している。」

4.5 政府当局者による公式声明

4.5.1 ILGA が 2019 年の報告書で指摘したところによると、「パキスタンはこれまで特に、人権理事会 (Human Rights Council) や様々な国連の場で、様々な人権関連条約機構の適用範囲に該当する SOGI の採用の拒否や、人権理事会での「人類の伝統的価値」の促進を主張してきた。」

4.5.2 同報告書では以下のように指摘した。

「2017 年 11 月に行われた UPR の第 3 サイクルの過程で、パキスタンは SOGIESC (性的指向、ジェンダー同一性、ジェンダー表現及び性的特徴) に関する 7 項目の勧告を受けた。パキスタンはそれらのうち 2 つを受諾した一方、残りの 5 つ全てに留意した (事実上拒絶した)。

パキスタンは「インターセックス及びトランスジェンダーの人々の権利の認識に関して現在のレビュー対象である 2017 年の法律において、男女双方のトランスジェンダー者に必要な配慮を確実に行うこと」を求めたアルバニアからの勧告、及び「国民議会に最近提出された、トランスジェンダー者の権利を確保するための 2 つの法案を迅速に採択し実施すること」を要請したスペインからの勧告を受諾した。一方、パキスタンは「同性愛及び同性同士の合意の上での性的関係を刑事罰の対象から外す立法措置の採択」を求めたチリからの勧告、及び LGBTIQ コミュニティを差別や

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人権侵害から保護するための措置を講じるよう求めたオーストラリア、フランス、メキシコ及びオランダからの勧告に留意した。」

- 4.5.3 SOGIE の争点に関する表現の自由について ILGA が指摘したところによると、「電子犯罪防止法（Prevention of Electronic Crimes Act）（2016 年）第 34 条ではパキスタン電気通信庁（Telecommunication Authority）に、イスラム教の繁栄、公共の秩序、良識又は倫理観の利益のために必要と見なす場合、コンテンツを削除又はコンテンツへのアクセスをブロックする権限を与えている。この法律に先立ち、政府は既にインターネット上及びメディアにおける LGB 関連コンテンツを禁止している。」

4.6 オンブズマン／苦情処理制度

- 4.6.1 パキスタン人権委員会（HRCP : Human Rights Commission of Pakistan）は 2018 年の人権状況に関する報告書の中で以下のように述べた。

「(2018 年) 1 月、パキスタンの歴史上初めて、トランスジェンダー者担当委員が、コミュニティの苦情のほか、体系的な争点に対して主要な利害関係者との協議、調査及び研究を通じて対処すべく、ワファキ・モフタシブ（Wafaqi Mohtasib）（オンブズマン（Ombudsman））事務局（Secretariat）に就任した。同委員はパキスタン連邦オンブズマン（Federal Ombudsman of Pakistan）から書面で事前承認を得た上で独自の措置を講じる権限も与えられ、法執行機関と調整を図り、トランスジェンダー者の福祉に取り組む。」

5. 社会的な姿勢及び処遇

5.1 社会的規範

- 5.1.1 IRB の 2014 年 1 月の報告として、インター・プレス・サービス（Inter-Press Service）によると、パキスタンの「保守的イスラム教徒社会」が同性愛を罪悪と捉えている。ワシントンを拠点とするピュー研究所（Pew Research Centre）が実施し、2013 年に公表した調査によると、パキスタンの回答者の 87%が「同性愛は社会から拒絶されるべきである」との意見であった。複数の情報筋によると、ゲイの男性とレズビアン女性は滅多に自分の性的指向について公にしない。
- 5.1.2 ザ・ニュース・インターナショナル（The News International）の 2018 年 3 月の報道によると、「(中略) XX ホルモンが顕性な先天性のインターセックス異常に苦しむ児童

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は手術によって女性に転換され、子孫をもうける能力を得て通常の生活を送れるようになる。」 StopIGM.org という、生存者の人権を擁護する国際 NGO は、児童診療所におけるインターセックス性器切除（IGM：Intersex Genital Mutilations）と闘い、「異型性器」又は性解剖学的変異を伴って生まれた全ての児童の身体的完全性と自己決定の権利を擁護する同盟を結ぶ組織であり、出生異常財団（Birth Defects Foundation）について、パキスタンでのインターセックス児童を「出生異常」を有すると表し、「正常」にするための手術を提案しているとの理由で批判した。

- 5.1.3 イル・グランデ・コリブリ（Il Grande Colibri）という、LGBTQI を支援する活動プロジェクトが、2018 年 9 月にラホール（Lahore）在住のゲイのイスラム教徒、ハシーブ・ラソーレ（Haseeb Rathore）取材した内容を公表した。ハシーブは以下のように、パキスタンにおけるゲイの男性の暮らしぶりを語った。

「ゲイの男性はほとんどが後ろめたそうに暮らし、罪悪感を背負っている。我々の社会ではゲイの男性には 2 つの選択肢しかなく、1 つは秘密を打ち明け、いじめを受けながらひどく嫌な生活を送ること、もう 1 つは自分の性的関心を隠して残りの人生を過ごすことである。人々は通常、2 番目の選択肢を選ぶ。これらの人々は結婚して二重の生活、即ち家族と社会のための生活と、自分自身の満足のための生活を送る。これは人生を非常に哀れにし、囚われの身になるという脅威が絶えない。打ち明ける男性はほとんどおらず、仮に打ち明けても家族や社会からの支援をほとんど得られない。」

5.2 男性間性交渉者（MSM）

- 5.2.1 2014 年に IRB は以下の通り、ナズ国際財団（Naz Foundation International）という、パキスタンで MSM の支援に取り組む団体がラホールで行った MSM 研究を紹介した。

「男性同士の性行為の枠組は、多くの場合かなり発散的かつ排他的で、自身をゼナーナ（zenana、「男性の身体に宿る女性」）と意識する男性や、ゼナーナ、ヒジュラ、及び時には思春期の男性にアクセスする男性同士の性行為（ゼナーナによるジリヤ（giryas、真の男性）との性行為として知られる）における挿入役を担う男性が関係する。これらの男性は通常、女性化された男性としてジリヤから認知され、そうすることでジリヤは男らしさの意識を維持することができる。他の力学の例として、射精及び／又は挿入されたい願望のために他の男性にアクセスする男性、男性同士の性行為を望むが自分のジェンダーを区別せず、通常は相互の性的行為 — 「持

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ちつ持たれつの関係」に熱中する男性、互いの快樂のために友人同士で性行為を行う段性、そしてあらゆる男性施設における男性が挙げられる。」

5.2.2 欧州庇護支援事務所（EASO：European Asylum Support Office）のパキスタンに関する 2015 年 8 月付の報告書でも、ゼナーナは「マリシア（malishia）」と性的関係を持つと指摘しており、それによると、「（中略）性的慣習を背景とする力強い男性を意味する。「マリシア」という用語は、性的慣習又は同一性よりむしろ、マッサージや売春の職業的慣習を指す。」

5.2.3 DFAT が 2019 年 2 月に指摘したところによると、「男性同士の性行為はよくあるが、同性愛者の性同一性はそうでもない。同性愛に対する強固で幅広い文化的、宗教的及び社会的な不寛容は、同性愛がパキスタンにおいて幅広く議論又は認知されているわけではないことを意味する。」

5.2.4 IRB が 2014 年の報告書の中で引用した 2013 年からの BBC ニュース（BBC News）の記事によると、「BBC はカラチ（Karachi）を、男性同士で性行為を行う男性に関して「同性同士の性的行為が活発な都市」と表した一方、ゲイの男性が同性同士の性的関係を維持することは難しく、何故なら「男性同士の性行為は、伝統又は宗教が挑戦を受けると誰も感じない限り大目に見られることになるからである」という点も示唆した。」

5.2.5 IRB の 2019 年 1 月の報告書では以下の通り、MSM に言及した出典を紹介した。

「AFP の報道では、NAZ というパキスタンの LGBT 団体の会長によると、「パキスタンの男性の 90% が MSM であるが、（中略）これは単に女性に容易にアクセスできないからである。」詳しくは説明しなかったが、CGRS（ベルギー難民・無国籍者総局（Office of the Belgian Commissioner General for Refugees and Stateless Persons））の調査員が（2017 年の）EASO のパキスタンに関する会合報告書の中で言及したところによると、「複数の情報筋によると、非同性愛者の男性が男性間性交渉（MSM）に熱中するのはよくあることで、（パキスタンの）社会ではこの特異な行為が全般的に許容されている。」

5.3 公衆の視点と宗教的視点

5.3.1 IRB が 2014 年の出来事を取り上げた回答書での指摘では、BBC によると、「同性愛嫌悪が幅広く社会的及び宗教的に是認されている」、またインターナショナル・ニュ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ーヨーク・タイムズ（International New York Times）によると、性的少数派に対する差別や偏見がパキスタン社会で「根強い」。他の報道でもパキスタンのゲイ・コミュニティを「アンダーグラウンド」と表した。IGLHRC（現在は国際ゲイ・レズビアン人権委員会（OutRight Action International）として知られる）のパキスタン担当顧問によると、トランスジェンダー者はパキスタンでは単に「目に見える」性的少数派である一方、ゲイやレズビアンには「見えない部分が多々」あり、自分の性的指向を隠している。WEWA（Women Employees Welfare Association）の代表者によると、レズビアンの女性又はゲイの男性は誰も、自分の性的関心を公にし、パキスタン社会で「自由に」動くことができない。

5.3.2 ILGA の 2019 年版報告書での指摘では、「カレイドスコープ・トラスト（Kaleidoscope Trust）によると、2014 年 4 月、或る連続殺人犯が 3 名のゲイの男性を性的指向を理由に殺害したと自白したが、パキスタンの報道機関はこの連続殺人犯を「正義の縮図」と表した。」

5.3.3 EASO のパキスタンに関する 2015 年 8 月付の報告書では、様々な出典を使って以下のように述べた。

「パキスタンでは LGBT と名乗る男女はごくわずかである。そのような人々は通常、中流又は上流階級に属し、大都市で暮らし、二重の生活又は秘密の生活を送る。レズビアンはゲイの男性よりさらに目につきにくい。

ほとんどのパキスタン人が「ゲイ」という言葉の意味を知らず、トランスジェンダー者を指すと思っている。後者は「ヒジュラ」のコミュニティに属し、これは服装倒錯者、両性具有者、性転換者、同性愛者及び去勢男性から成る不均一なコミュニティである（「クハワジャ・サラ」）。ヒジュラの人々は家族からの拒絶を背景に、教祖的存在によって統治され貧民街で定着した構造化されたコミュニティ内で暮らすことが多い。ヒジュラは、結婚式や祭典での演劇、歌唱及び舞踊を通じて生計を立てる。中には自分を結婚式で踊るプロダンサーと捉える者もいるが、大抵は物乞いや売春を手段として生き延びることを余儀なくされる。」

5.3.4 IRB は 2019 年 1 月版報告書でもパキスタンにおける性的／ジェンダー少数派の状況に関する 2014 年と 2015 年の報告書と同様に、ゲイ・コミュニティが「アンダーグラウンド」であるという国別情報を提示した。IRB の 2019 年版報告書では様々な出典を引用しつつ、以下のように指摘した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「複数の情報筋によると、パキスタンにおける性的少数派は自分の性的指向又はジェンダー同一性を「認知することを妨げられている」又は「明かすことに消極的」である。EU の欧州庇護支援事務所 (EASO) のパキスタンに関する 2017 年 10 月の会合に関する報告書ではベルギー難民・無国籍者総局 (CGRS) の出身国情報 (COI) 調査員を引き合いに出し、それによると、パキスタンの LGBT コミュニティは「閉ざされたドアの背後」で活動している。」

5.3.5 IRB の同報告書では以下のように続けた。

「AFP の報道によると、同性愛は「完全に無視され」、「LGBT 団体は単に、パキスタンで文化的に許容されているトランスジェンダー者の権利を公然と唱道しているだけである。彼らは同性愛を AIDS 撲滅運動の枠組で扱っているだけである。」ニーンガー協会理事も調査局との通信の中で同様に、(中略)「性的少数派は、トランスジェンダー者を除き、(中略) 隠し立てせずに生活することができない。明らかに、差別、暴力、社会的ボイコット、そして社会的な階級や格付けの低下というリスクが存在する。場合によっては生命に対する重大な脅威が関係することもある。」と述べた。」

5.3.6 同じ IRB 報告書では次のように付け加えた：「非常に人気の高いトーク番組に服装倒錯者として出演した或るパキスタン人俳優を AFP が、次のように述べたとして取り上げた：「我々は偽善の文化の中で暮らしている。パキスタンでは、閉ざされたドアの背後で、やりたいことを何でもできる。(中略) しかし、それを世に知らしめたいと思うと、全く許容されない。迫害されることになる。」」

5.3.7 パキスタン在住のハシーブ・ラソーレというゲイの男性が 2018 年 9 月にパキスタンでのゲイの関係について取材された際に述べたところによると、「ゲイの関係はパキスタンで間違いなく現実的である。時々、ゲイの関係は個室の「内部」から行われることもあれば、時には公にされることもあるが、それは自分が如何に特権を与えられているか、そして自分が社会や家族からの圧力をどの程度吸収できるか次第である。」

「家族からの処遇」も参照のこと。

5.3.8 DFAT が 2019 年 2 月に指摘したところによると、「同性愛に対する強固で幅広い文化的、宗教的及び社会的な不寛容は、同性愛がパキスタンにおいて幅広く議論又は認知されているわけではないことを意味する。」同報告書によると、「地元の情報筋曰く、レズビアンの子を持つことは、娘が男性と婚外性交することに比べると、さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ほど社会的に恥とされないが、それでもやはり汚名を着せられるのが普通である。」

- 5.3.9 2018 年版 USSD HR 報告書の指摘によると、「広範囲に及ぶ LGBT 関連の NGO や活動家によると、社会は概してトランスジェンダー女性、去勢男性及びインターセックス者を遠ざけ、集合的に「ヒジュラ」と称し — 「クハワジャ・シラ」という表現を好む一部のトランスジェンダー者が軽蔑的と捉える言葉 — これらの人々は大抵、貧民街コミュニティで一緒に暮らし、物乞いや祭典及び結婚式での舞踊で生き延びている。中には売春者もいた。」

5.4 家族からの処遇

- 5.4.1 IRB が実施し 2019 年に報告した調査によると、「他の多数の争点と同様に、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の人々が直面する家族や社会からの差別や暴力の度合いは、当人の社会経済的地位に反比例する傾向にある。」
- 5.4.2 DFAT の指摘によると、同性に惹かれる人々は家族から拒絶され、場合によっては家から「追い出され」、やむを得ずセックス労働に従事する。同じく DFAT の指摘によると、「大都市圏で裕福で影響力のある家庭出身の人々が LGBTI だと名乗っても、農村部の貧しい人々ほど差別や暴力には直面しない。とは言え、たとえ裕福な人々でも高いレベルの差別に直面し、家族は大抵、家族の評判と社会的立場を守るために当人を強制的に異性と結婚させる。」
- 5.4.3 ニーナガー協会理事が 2019 年 1 月に IRB に語ったところによると、「社会経済的に低い地位の集団に属する人々は、司法へのアクセスが限られ、性的及び生殖上の健康関連の権利と安全を得る機会が少なく」、また同協会の法的支援センターに報告された 150 件の事例のうち 135 件が「社会経済的地位が低い階級に属する」人々の事例であった。」
- 5.4.4 ハシーブ・ラソーレというパキスタン在住のゲイの男性を引き合いに出したイル・グランデ・コリブリの 2018 年 9 月の報告によると、「パキスタンの家庭は同性愛の子供を、精神障害を持つと信じることによって差別する。これらの家庭は子供を親類から遠ざけ、時には兄弟姉妹が当人を公然と勘当し、時には同性愛の子供、特にトランスジェンダー者は親の家から追い出されることもある。」また IRB の指摘では、「情報筋によると、トランスジェンダー者は家族から「勘当」される場合がある。」ニーナガー協会が 2013 年に IRB に語ったところによると、「レズビアンは強制的に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

結婚させられ、嫁ぎ先と実家の双方からの圧力に直面する。」

5.4.5 2019 年版 IRB 報告書での指摘によると、2018 年 10 月の AFP の報道として、「(中略) パキスタンではまだ、反同性愛法制を根拠に性的少数派を有罪にした例がないが、家庭内では状況が異なり、「国内で毎年数百件もの殺人が家庭の「名誉」という名目で行われる。」同じ IRB 報告書によると、「情報筋の報告によると、「憎悪犯罪」(又は「名誉殺人」) がトランスジェンダー者に対して行われている。」カイバル・パクトウンクワ州議会の無所属のトランスジェンダーの立候補者が(2018 年 7 月に) BBC に語ったところによると、「憎悪犯罪、又はいわゆる名誉殺人は地元のトランスジェンダー・コミュニティにとって最大の脅威である。(中略) 家族が自分を殺害するために人を雇うのである。」

5.4.6 2019 年版 IRB 報告書によると、FDI と NAZ パキスタンからの報告として、「トランスジェンダー者は大抵、血の繋がった家族を財政的に支える責任を負うが、家族が当人に対する支配を維持するために虐待、暴力及び拷問という手段に頼ることが多い。強制結婚、身体的／情緒的拷問はトランスジェンダー者に対する日常的な虐待形態であり、様々な組織が行った多数の調査で記録されている。」

5.5 暴力と差別

5.5.1 IRB が 2019 年 1 月に指摘したところによると、情報筋の話として、パキスタンではジェンダー／性的少数派が、トランスジェンダー者を含め、差別や暴力(性的暴力を含む)を受けていた。

5.5.2 IRB は以下を引き合いに出した。

「米国国務省の 2018 年版の人身売買報告書によると、LGBTI 者は性的人身売買で「搾取」され、被害者の中には「人身マーケット」で売りに出される。」FDI と NAZ パキスタンも、トランスジェンダー者が人身売買の被害者になっていると指摘している。

英国を拠点とするマンチェスター・イブニング・ニュース (Manchester Evening News) の記事によると、パキスタン人イスラム教徒のレズビアン女性が「性的指向を理由に殴打、屈辱及び脅迫」を受け、彼女は大学で仲間が自分の性的指向に気付き、退学させられたとのことであった。AFP は、次のように述べたパキスタン人のレズビアン女性を引き合いに出した:「もし家族に見つかったら、間違いなく何処かに監禁

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

されるか、或いは殺されるであろう。」同性愛はタブーであり、「刑事的に抑止されており、(中略)この保守的なイスラム教徒国では、最初の危険は近親者から来る。」」

- 5.5.3 2019 年版 IRB 報告書で引用された出典によると、「トランスジェンダー者は社会によって「周縁化」又は「排斥」される。BBC の報道によると、「トランスジェンダー男性は (中略) 出生時に女性を割り当てられる人々の社会的及び文化的な期待の結果として、公の場で目に付くことは稀である。一方、トランスジェンダー女性は若い頃から社会によって周縁化される。」」

- 5.5.4 DFAT はトランスジェンダー・コミュニティに向けられる暴力に関して以下のように指摘した。

「DFAT は、15 名がトランスジェンダー者 1 名を 35 日間連続で強姦した末に殺害したという報告も承知しているが、検証できない。2018 年 1 月の報道によると、ペシワールで 9 名が 18 歳のトランスジェンダー者 1 名を強姦した。

カイバル・パクトゥンクワ州における、トランスジェンダー者の権利を唱道する活動家やトランスジェンダー及びインターセックスとして特定される人々に対する暴力的攻撃が、2016 年に急増した（「LGBTI 権利活動家」参照）。複数のトランスジェンダー権利擁護団体の報告によると、パキスタンで 2015 年と 2016 年に 50 名あまりのトランスジェンダー者が殺害された。2016 年 9 月、国家人権委員会（National Commission for Human Rights）は、トランスジェンダー・コミュニティに対する攻撃を捜査するよう政府に要求した。

複数のトランスジェンダー権利擁護団体によると、トランスジェンダー・コミュニティは特に、組織犯罪集団の標的にされやすい。報告によると、現在裁判所で審理中の少なくとも 44 件の訴訟が、特に恐喝又は殺害を目的にトランスジェンダー・コミュニティを狙った犯罪集団関連の訴訟である。」

- 5.5.5 報道を引き合いに ILGA が 2019 年版報告書で指摘したところによると、「2017 年 8 月、通りに立っていた多数のトランスジェンダー者に対して銃撃犯の一団が 1 台の車両から発砲し、トランスジェンダー者 1 名が銃殺された。銃撃は、この車両が一旦現場を通過し、男らがトランスジェンダー女性の集団に卵を投げ付けた後に起こった。

- 5.5.6 2018 年の出来事を取り上げた HRW の「2019 年版ワールド・レポート」での指摘に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

よると、「トランス・アクション (Trans Action) という地元団体によると、2018 年にカイバル・パクトゥンクワ (KP) 州でトランスジェンダー女性に対する 479 件の攻撃が報告された。同州で 2018 年に少なくとも 4 名のトランスジェンダー女性が殺害され、2015 年以来少なくとも 57 名が殺害された。」2018 年版の HRCF 報告書では 2018 年に発生したトランスジェンダー者に対する多数の暴力事件を引用し、その大部分が KP 州で発生したほか、パンジャブ州やシンド (Sindh) 州でも発生した。HRCF は次のように付け加えた：「パンジャブ州とシンド州で報告された違反の性質は、国内各地における処遇の顕著な違いよりむしろ、(KP) 州においてこれらの違反を明るみに出したトランスジェンダー活動家の警戒の高まりを実証するものと見られる。」

5.6 LGBTI 権利活動家

5.6.1 DFAT の報告によると、「複数の LGBTI 権利擁護団体が、タリバン (Taliban) が 2013 年に複数の LGBTI 人権活動家を斬首した、と主張している。これらの団体はさらに、タリバンが 2014 年に複数の LGBTI 活動家を捕まえて 1 年間拘束し、2017 年にも他の複数の LGBTI 活動家を捕まえて 75 日間拘束した、と主張している。」

5.6.2 報道を引き合いに ILGA が 2019 年版報告書で指摘したところによると、「2016 年 5 月、トランスジェンダー活動家 1 名が 8 回銃撃され、病院での虐待に苦しめられた末に死亡した。(中略) パキスタンの人権団体、トランスアクション・パキスタン：トランスジェンダー・コミュニティ同盟 (TransAction Pakistan: Transgender Community Alliance) のメンバー 2 名が、ペシャワールで残虐な攻撃を受けた。2018 年 1 月 22 日、トランスジェンダー権利活動家のシャマ (Shama) が男性 9 名から性的暴行を受け、また 2018 年 1 月 17 日にトランスジェンダー活動家のソニア (Sonia) がペシャワールで銃撃され負傷した。両者とも人権活動を理由に攻撃された。」

5.7 LGBT 支援パレード／ゲイ・プライド

5.7.1 ILGA の 2019 年版報告書での指摘によると、「2011 年 6 月、在イスラマバード (Islamabad) 米国大使館が (米国大使館複合施設内で) パキスタンで初のプライド・パレードを後援・開催した。これは宗教関連当局からの強い批判を集め、当局はこの行事を「文化的テロリズム」と称した。」DFAT の指摘によると、この行事は「(中略) 複数の団体及びより広範なコミュニティからの抗議に繋がった。以来、国際的情報筋の指摘によると、複数の LGBTI 団体がパキスタンで開催されたいくつかの控えめな LGBTI 関連行事に参加し、支援してきた。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.7.2 2018 年 12 月、トランスジェンダーの権利を支援する初のトランスジェンダー・プライド行進がラホールで開催された。

5.8 ゲイの「居場所」又は「コミュニティ」

5.8.1 2013 年 12 月にニーンガー協会会長が IRB に語ったところによると、ラホール、カラチ及びイスラマバードといった大都市で LGBT 者を支援するソーシャル・メディア関連団体の会合が開催されたが、この文化が存在するのはパキスタンで割と社会的地位や知的地位の高いエリート階級に限られ、これらの都市には公然たるゲイ・コミュニティが存在しない。

「一般市民の意見」も参照のこと。

5.9 LGBT ウェブサイト

5.9.1 2019 年版 ILGA 報告書での指摘によると、「2013 年 9 月、パキスタン電気通信庁によって初めてブロックされたウェブサイトは queerpk.com で、このサイトはパキスタンのゲイやトランスジェンダーのコミュニティのメンバーによる社会化や経験共有に役立つよう創設された。広報担当者によると、同サイトは「コンテンツがイスラム教及びパキスタンの社会規範に反する」ことを理由に閉鎖された。同サイトのモデレーターは恐怖心から、禁止に異議を唱えることを望まなかった。」2019 年 5 月 7 日時点で、クワイア・パキスタン (Queer Pakistan) にはフェイスブック (Facebook) ページ経由でアクセスできなかった。

6. サービスへのアクセス

6.1 医療

6.1.1 ゲイ・スター・ニュース (Gay Star News) を引用した ILGA の 2019 年版報告書での指摘によると、「2018 年 9 月、ラホール高等裁判所 (High Court) は、パンジャブ州内の公立病院はトランスジェンダー患者のプライバシー権の保護及び差別や偏見からの保護のため、トランスジェンダー患者向けに別の施設を提供しなければならないという裁定を下した。」

6.1.2 HRCP 報告書の指摘によると、2018 年 11 月、「人権担当大臣及び国民健康サービス・規制・調整担当連邦大臣はイスラマバードの PIMS 病院における別の病棟を開設し、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

トランスジェンダー患者向けの無料診療及び専任医師配置を発表した。」しかし、
2018 年版 USSD HR 報告書によると、地元当局はしばしばトランスジェンダー者の
入院を拒否した。

- 6.1.3 DFAT によると、「社会的汚名も、性的少数派にとって保健サービスへのアクセスの
阻害要因となっている。」

6.2 居住

- 6.2.1 不動産賃借に関して、様々な情報筋から引用しつつ、IRB は 2015 年版報告書の中で
以下のように指摘した。

「情報筋によると、同性愛者カップルは性的指向を知られると、ラホール、イスラ
マバード又はカラチではアパートを借りることができなくなる。(中略) 情報筋によ
ると、人々はこれらの都市で単身の男性又は女性に住居を貸すことすら消極的で、
(中略) 何故なら人々は賃借人に誰か他の人を家に連れてきてほしくないからであ
る。ニーンガー協会会長の指摘によると、ラホール警察は「適切なチェック」を経
ていない賃借人へのアパート賃貸禁止令を発し、理由は「保守的文化」と「テロリ
ズムの増大」にあった。(中略) IGLHRC パキスタン担当顧問によると、2 名の男性
又は女性は性的指向を隠し、経済的理由が動機である見られるようであれば住居を
借りることができる可能性があるが、性的指向を打ち明けてしまうと「間違いなく
問題を抱え、住居を失うことになる。」(中略) 彼の指摘によると、彼は住宅供給差
別の特異的事例を全く知っておらず、何故ならゲイの男性やレズビアン女性は自
分の性的指向を隠すからである。同様に、ニーンガー協会会長によると、人々は自
分の性的指向について公にしないことから、ラホール、イスラマバード及びカラチ
で住宅供給問題に直面するレズビアンとゲイの人々が何人いるのか、不詳である。
(中略) 彼はイスラマバードにおける、性別適合手術を受けた或る男性が借りてい
た家から退去するよう求められ、別の住居を見つけたという事例のほか、ラホール
での、或るレズビアンのカップルが「少年のような外見」(中略)を理由に住居を見
つけられないという事例も知っていた。」

- 6.2.2 同じく IRB の指摘によると、「情報筋によると、ラホール、イスラマバード及びカラ
チではトランスジェンダー者が近隣環境の良い場所で住宅を見つけるのが難しく、
通常は貧民街(中略)、「トラック整備工場付近のみすばらしい区域」(中略)又は「こ
れらの都市の周縁部」で暮らす。」2018 年版 USSD HR 報告書での指摘によると、「公
然とトランスジェンダーであると名乗る女性のコミュニティが複数存在していたが、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

彼女らは周縁化され、頻繁に暴力や嫌がらせの標的にされていた。」

- 6.2.3 2019 年版 IRB 報告書での指摘によると、FDI と NAZ パキスタンの話として、「トランスジェンダー者に対する差別には住宅供給も含まれ、「住宅の賃借は特に厄介で、地主が通常、トランスジェンダー者を賃借人として受け入れることを拒否するからである。貸してくれる地主でも通常、より高額の家賃を強要し、法的契約書の締結を拒否する。」

6.3 雇用

- 6.3.1 2015 年版 IRB 報告書には以下のように記されている。

「情報筋によると、レズビアン、バイセクシュアル及びゲイの男性は職場で自分の性的指向について公にしない。(中略) IGLHRC 国別顧問によると、これらの人々は自分の性的指向について公にすると、「職場で問題に直面し」、「嫌がらせに直面することになったり、失業するおそれもある。」(中略) 同様に WEWA 代表者によると、LGB 者は職場で自分の同一性を隠し、それは職場の人々に分かってしまうと(中略)仕事を「継続することが難しくなる」、或いは自分の立場を失うおそれがあるからである。ニーンガー協会会長によると、同協会がジェンダーの敏感さに関するワークショップを実施した際、参加者が LGBT の友人を持つことを受け入れる姿勢であったものの、45 名の参加者中 43 名が、職場で LGBT 者と一緒に働きたくはないであろうと述べ、それは自分の所属組織の「真摯で専門的な環境」を公衆に示したいからであった。(中略) 彼は、このことから、誰かが自分の性的指向又はジェンダー同一性を仲間に明かしたとすると、当人は仕事を犠牲にすると予想されることが分かった、との意見を表明した。(中略) WEWA 代表者によると、LGB 者が職場で自分の同一性を明かしたとすると、刑事告訴に直面するおそれもある。」

- 6.3.2 2017 年 12 月の国連開発計画 (UNDP : UN Development Programme) の、アジアでの法的なジェンダー認識に関する報告書での指摘によると、2009 年のパキスタン最高裁判所判決では政府職務の 2%をトランスジェンダー者枠とするよう命じた。同報告書によると、「結果として、少数のクハワジャ・シラがカラチ市内のシンド州政府、NADRA、及び国立大学学生食堂で雇用された。」

- 6.3.3 2018 年に、情報筋によると、パキスタンで初のトランスジェンダーのニュースキャスターが或る民間テレビ局で採用された。ロイター (Reuters) が 2019 年 4 月にシンド州の警察本部長からの発表について報じたところによると、トランスジェンダー

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

者はシンド州警察部隊の警察官に就任できるようになり、「他の新人と同じ機会を与えられ、現場で正規の職務を遂行できるようになる。」

6.4 教育

- 6.4.1 2018 年 4 月、ジェンダー・ガーディアン（Gender Guardian）という、トランスジェンダー者の教育と職業訓練のための学校がラホールに開設された。2018 年版 USSD HR 報告書によると、地元当局がしばしば、トランスジェンダー者の通学を拒否した。

7. LGBT 団体、市民社会及び人権 NGO

7.1 LGBT 関連 NGO の政府による認識

- 7.1.1 そのウェブサイトに記載されている通り、「パキスタン・トランスジェンダー権利プロジェクト財団（Pakistan Transgender Rights Project Foundation）は登録された非政府、非派閥主義、非政治的な事業体である。当財団は 2015 年 8 月 15 日に設立され、1860 年結社法（Societies Act）の下で 2017 年 4 月 24 日に登録された。パキスタン・トランスジェンダー権利プロジェクト財団は、国家と開発事業体としてのトランスジェンダー・コミュニティの間の隔たりを埋める推進役としての役割を、社会への還元として果たすことになる。さらに、我々はトランスジェンダーを平等な人類と捉え、当人の性的指向又は同一性を理由に差別しない。」

7.2 市民社会及び支援団体

- 7.2.1 DFAT が 2019 年 2 月の報告書で指摘したところによると、「パキスタンでの同性愛に付きまとう社会的汚名を背景に、LGBTI コミュニティを代表する権利擁護活動は概してトランスジェンダー・コミュニティの傘下で前進する。LGBTI コミュニティを擁護する人々もやはり攻撃を受けやすい。」
- 7.2.2 2019 年版 IRB 報告書によると、「ニンガー協会理事曰く、パキスタン「政府は LGBTIQI 権利擁護団体の活動を支援していない。」
- 7.2.3 IRB 報告では次のように付け加えた：「2018 年 7 月の BBC の記事によると、「多数の」トランスジェンダー者が「グループへのサービスと貢献の見返りに食料と避難所を与えてくれる教祖的存在 — 小規模で散在するトランスジェンダー・コミュニ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ニティの指導者 ー と共に安全を求めている。」(中略) ニーナガー協会理事によると、現在、性的少数派のための一時的な緊急避難所を提供する組織はないが、DEATの指摘によると、「非公式の避難所が LGBTI コミュニティ内に存在し、コミュニティ・メンバーの拠点となっている。」

7.2.4 2019 年版 IRB 報告書では以下の通り、LGBT 者への支援提供及び／又は権利擁護に取り組むいくつかの組織を紹介した。

「ニーナガー協会は「2015 年に性的少数派の人々に準法的／法的支援、コンサルティング及び支援を提供する法的支援センターを開設した。」

フォーラム・フォー・ディグニティ・イニシアティブ (FDI) は、
「パキスタンにおける性的／ジェンダー少数派のために取り組む調査及び権利擁護の場である (中略)。(FDI の) 行動主義は、これらの集団の人権状況の改善に向けたコミュニティの動機付けによるイニシアティブを通じた権限付与と理解を促進するものである。FDI のイニシアティブには調査の実施、法的権利の唱道、意識高揚及び能力強化が含まれる。(FDI は) 政府、市民社会ネットワーク及び志を同じくする団体など、様々な利害関係者と協働する。FDI は投票機会のためのロビー活動やキャンペーンに取り組む。(FDI は) 対話、討論、経験共有及び情報流布の推進により、シスジェンダーの異性愛を規範とする社会を通じた差別を阻止する。」

NAZ 男性健康連盟 (NAZ Male Health Alliance) は 2011 年に設立され、
「パキスタンにおける LGBT コミュニティを基盤とする組織であり、国内全域の LGBT コミュニティの性的健全性、福祉及び人権の改善に向けた技術面、財政面及び制度面での支援を提供している。同連盟はこれを、様々な利害関係者、ネットワーク、グループ及び組織に技術支援や能力強化活動を提供することによって実践する。」

ブルー・ベインズ (Blue Veins) はカイバル・パクトゥンクワ州で活動する NGO であり、「全ての人々にとって公正で持続可能な世界のために女性とトランスジェンダー者の集団的な力の構築、強化及び活性化に献身する。」

パキスタン・ジェンダー相互交流連盟 (GIA : Gender Interactive Alliance) は、
「パキスタンのトランスジェンダー者の平等と市民的権利のために取り組む。(中略) 最上位のプロジェクトは、パキスタンの平等な市民としてのトランスジェンダー者の認識、日常的に公共医療を拒否されるトランスジェンダー者への自由な医療の提

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

供、及び全般的に本流の経済から取り残されてしまうトランスジェンダー者のための経済的機会の提供による起業の実現と、これらをパキスタン政府に働き掛けることである。(GIA は) トランスジェンダー者の物語や経験が我々の集合的な文化経験から消されてしまわないよう、トランスジェンダー者のための安全な空間をインターネット上に提供することも目標としている。」

クハワジャ・シラ協会 (KSS : Khawaja Sira Society) は「2010 年にグローバル・ファンド (Global Fund) の第 9 回助成金の下で Naz 男性健康協会 (Male Health Society) によって創設され、パキスタンで初めてかつ最大のトランスジェンダー・コミュニティ組織であり、国内全域に 30 万人の会員、ボランティア及び準会員を有する。」KSS の「展望は、トランスジェンダー者が相対するシスジェンダー者と同じ権利を有する状況を確保することである。」KSS は「ヒジュラ・コミュニティ向けの包括的な自主カウンセリングや HIV テスト (VCT)」を実施し、13,000 名のトランスジェンダー者が KSS の VCT プログラムに登録している。

トランス・アクションはトランスジェンダーやインターセックスの争点に焦点を当てるべく 2015 年にトランスジェンダー／インターセックス活動家によって設立されたネットワークであり、「カイバル・パクトウンクワ州と連邦直轄部族地域 (FATA : Federally Administrated Tribal Areas) で不利な境遇にあるコミュニティ」での「トランスジェンダーとインターセックスのコミュニティ、それぞれの家族及び一般社会向けの教育訓練を通じた意識」の高揚に取り組む。」